

標準処理期間の未設定理由

番号 14

処 分 名	漁港施設の占用及び使用の許可等
根 拠 法 令 名	松山市漁港管理条例
条 項	第9条及び第10条
所 管 課	空港港湾課
<p><b>【標準処理期間を未設定とした理由】</b></p> <p>占用・使用の場所、目的及び方法について差異が生じるため</p>	